議案第54号

山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について山陽小野田市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月12日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市税条例の一部を改正する条例

山陽小野田市税条例(平成17年山陽小野田市条例第88号)の一部を次のように改正する。

附則第10条の2に次の1項を加える。

19 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号参考資料

山陽小野田市税条例新旧対照表

改 正 後	改正前
附則	附則
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2~18 (略) 19 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定 める割合は零とする。	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2~18 (略)